

=消費生活相談員のための判例紹介=

東京高裁・サクラサイト被害逆転勝訴判決

メール交換相手をサクラと認定し、サイト運営業者の詐欺・不法行為を認めた
東京高等裁判所 平成25年6月19日判決 平成24年(ネ)第4873号 損害賠償請求控訴事件
フロンティア21訴訟弁護団 弁護士 瀬戸和宏(東京弁護士会)

1 サクラの立証はできるのか?

サクラサイト被害の救済に取り組む私たちは、サイトが利用されてお金が儲かるのはサイト運営業者であり、メール交換相手にもポイント購入代金がかかるのだから、多数のメールのやり取りを求めてくるメール交換相手は、サイト運営業者が使っている者達、すなわちサクラとしか考えられない、これが、常識的な判断により導かれる結論であるとして、サイト運営業者に対し、詐欺・不法行為を理由に返金を求めてきました。

これに対し、サイト運営業者の言い分は、自分たちはメール交換の場を提供しているだけだ、メール交換の相手は知らない、利用者の自己責任だろう、というものです。サクラだと言うなら、サクラであることを証明して欲しい、と反論されます。

また、私たちが、マスコミに対して、サクラサイト被害の説明をすると、必ず、「サクラという立証はできるのですか」との質問が寄せられます。この質問に対して、上記のとおり、「常識的に考えれば、必ず結論は明らかでしょう」と説明するのですが、マスコミは、首を縊に振ってくれませんでした。

これまで、サクラであることを正面から認めた裁判例は、全国でも、さいたま地裁越ヶ谷支部判決(業者が控訴するも、控訴後、全額の支払いをしてきたことから、訴え取下げにより終了)程度しか見あたらず、訴訟において、越ヶ谷支部判決を証拠として提出しても、多くの裁判官は、「越ヶ谷支部の裁判官は、思い切った判断をしましたねえ」との感想を述べ、「ところで、先生が訴えたこの裁判では、サクラであることをどうやって立証されるのですか。越ヶ谷支部の事件とは違いますし、今のままでは、サクラであることの立証は不十分です」と言って、取りあつてくれませんでした。

2 弁護団の結成

昨年5月、多数のサクラサイトを運営するA社が、横浜地方裁判所のサイト利用者の請求を棄却する利用者敗訴判決を、各地の消費生活センターにFAXするなどしてきたという情報が入り、私たちは、そ

の判決文を入手することができました。

横浜地裁判決の判断は、全く酷いものでしたが、私たちは、これをチャンスと捉えました。サクラサイトが詐欺・不法行為でないはずはない、という確信からです。

東京でサクラサイト被害を扱うクレジット・リース被害対策弁護団の団員が、この敗訴判決を受けたB弁護士の同期であったことから、B弁護士に連絡を取り、横浜地裁に裁判を起こすまでの経過や裁判の内容を聞き、被害者の承諾を得て、裁判資料を貰うことができました。また、神奈川の悪質サイト被害対策弁護団の団員が裁判記録の閲覧をしました。

控訴期間は、判決を受け取った時から2週間なので、B弁護士に控訴だけをしてもらい、控訴審は、私たちで弁護団を作つて対応しよう、ということになり、埼玉の出会い系・SNSサイト被害弁護団の団員と私とで、九州のC県に住む被害者に会いに行き、控訴審の裁判を私たちに委任することの承諾を得ました。

横浜地裁の原審では、被害者にC県から横浜までの交通費がないという理由で、本人尋問の申し出がされなかったという事情もあり、私たちがC県まで出向くことになったのです。

被害者と私たちの委任契約では、被害回復よりもサクラサイト被害の撲滅を目指し、判決を得ることを主目的とすること、和解をする場合でも守秘義務を付けないことなどをお願いし、被害者に承諾してもらいました。

この段階で、この事件のために代理人となつてもらえる弁護士を全国に募集したところ、多数の参加の申し出があり、この事件のためだけの201名からなる弁護団ができました。

実働は、東京、神奈川、埼玉の若手弁護士らで、その活躍は、目をみはるものがありました。

3 裁判の経過

控訴審では、控訴提起後、50日以内に控訴理由書を提出しなければなりません。民事事件では、控訴審は、継続審とされていますが、東京高等裁判所で

は、原審判決のチェックという運用がされているようと思われ、控訴の理由がしっかりとしておらず、新たな証拠も提出されていないと、たちまち、控訴棄却という結果になりかねません。そこで、弁護団では、一方で、2,000万円余のお金の支払いを、支払い年月日、サイト毎、支払い手段毎に分けて一覧表とし（判決文に添付されています）、他方で、パソコンに残っていた膨大なメールを整理したうえで、本人に東京まで出てきてもらい、メールと送金という客観的な事実から本人の記憶を再現してもらい、また、メールの残っていない部分も、送金の経緯から記憶を呼び戻してもらい、できるだけ詳細にメールのやり取りを再現した陳述書を作成しました。

原審では、お金がないから横浜まで出廷できないとB弁護士が述べていましたが、被害者は、そのような話は聞いていない、必要なら出廷したのに、と話していました。当時近畿のD府に居た被害者がB弁護士に辿り付いた経緯は、被害者がネット検索して探偵に相談したところ、探偵からB弁護士を紹介されたことによります。

証拠の収集・整理と各サイトでのやり取りに関する主張の準備と並行して、サクラサイト被害が、サイト運営業者の不法行為になり、その支払った金額全部が損害になるのだという主張を検討しました。

この結果、70頁に及ぶ控訴理由書と多くの書証を提出しました。

東京高裁での弁論には、毎回、多くの消費生活相談員の方が傍聴席を埋めてくださったお陰で、裁判官に対し、ことの重大性が伝わったと思います。そのためか、裁判所は、傍聴人に分かるように、丁寧で的確な進行を心がけていたように見受けられました。

弁護団では、被害者本人の尋問の必要性を感じませんでしたが、A社訴訟代理人から、被害者本人を尋問したい旨の申し出があり、本人尋問が実施されました。

4 判決と判決の価値

判決は、原審の敗訴判決を取り消した上、控訴審で請求を拡張した弁護士費用を含め、全額認容の完全勝訴となりました。

判決は、次のようにサイト運営業者がメール交換相手を利用していることを認めて、詐欺・不法行為だと、断定しました。

①メール交換相手からのメールの内容があり得ない不自然な話であり、メール交換相手がこれを実現する意思や能力を有していないことは明白であ

る。

②メール交換相手の指示に合理性が見い出せず、その目的が、利用者に多くのポイントを消費させ、運営業者に利用料金名目で高額の金員を支払わせることにあることは明白である。

③高額な利用料金を支払わせることによって利せられるのは運営業者をおいてほかはなく（メールのやりとりの相手方が、サイトの一般会員であるとすれば、頻回のメールの送受信には当事者双方にとって高額な利用料金の負担を生じるから、当事者にとって利益はない。）それにもかかわらず、メール交換相手が利用者に利用料金を支払わせようとしている事実は、メール交換相手に利用料金の負担義務がないか、運営業者の利益のために行動していると推認される。

したがって、メール交換相手は、一般会員ではなく、運営業者が組織的に使用している者（サクラ）であるとみるほかはない。

サクラを使用して、かつサクラであることを秘して、嘘のメールを送信させて、これを信じさせ、利用料金として多額の金員を支払わせることは詐欺に当たり、不法行為責任を免れない。

この判決では、前提となる事実、すなわち、被害者とメール交換相手とのメールのやり取りの内容が立証できれば、あとは、極めて常識的な判断に基づき、サイト運営業者の組織的な詐欺・不法行為を認めています。また、さらに良い点は、メールの残っていないサイトでの利用についても、被害者の陳述書と証言に基づき、事実を認定していることです。

この判決の最大の価値は、東京高等裁判所が、極めて常識的な判断をしている、ということです。

さいたま地裁越ヶ谷支部判決は、極めて常識的な判断であるにもかかわらず、多くの裁判官から軽く扱われていたのですが、今度は、何といっても、高等裁判所、しかも、東京高等裁判所の判断ですから、その影響は計り知れません。

すでに、裁判の現場で、裁判官の心証に強い影響を与えていたとの報告を受けています。

5 最後に

なお、この判決を不服として、A社が上告の申立てていますが、上告理由は見あたらないので、上告が認められるることはないと考えています。